

## SAKURA select 選定要綱

### (目的)

第1条 東温市さくらの湯観光物産センターを拠点として、一般社団法人東温市観光物産協会（以下「協会」という。）が東温市内の事業所と連携しながら、東温らしい魅力ある商品の開発からブラッシュアップ、販売、販路開拓までを一貫して総合的・効果的に取り組み、地域経済の活性化に向けて、地域に根ざした強い産業構造の構築、事業者の所得向上及び東温市の交流人口の増加を目的とする。

### (対象)

第2条 SAKURA select の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林水産物
- (2) 農林水産物の加工品
- (3) 工芸品・工業製品等
- (4) 観光商品
- (5) サービス
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

### (選定基準)

第3条 商品・サービス等の選定に当たり、本事業に関わる目的及び選定候補品の生産性を鑑み異なる2部門を設定し、各部門において次の要件を全て満たしたものとする。

- (1) 商品選定により販路拡大・開拓、販売促進を主な目的とする「**販路拡大・開拓型**」
  - ① 「東温らしさ」を感じるものであること。
  - ② 「独創性・希少性」があること。
  - ③ 「信頼性・安全性」が確保されていること。
  - ④ 「将来性・市場性」があること。
  - ⑤ 関連する法律等の許認可等を受けていること。
- (2) 商品選定により地域の魅力発信につながり、地域の活性化を主な目的とする「**交流人口拡大型**」
  - ① 「東温らしさ」を感じるものであること。
  - ② 「独創性・希少性」があること。
  - ③ 「信頼性・安全性」が確保されていること。
  - ④ 「持続可能性・地域貢献性」があり、その上で「生産性・市場性」が一定程度見込まれること。
  - ⑤ 関連する法律等の許認可等を受けていること。

### (SAKURA select 会議)

第4条 SAKURA select 会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) SAKURA select の選定基準の設定
- (2) SAKURA select 商品・サービス等の選定

- (3) SAKURA select の普及啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(対象事業者)

第5条 選定を受けようとする者（以下「選定申請者」という。）は、次の条件を全て満たした事業者とする。

- (1) 東温市内に住所又は事業所を有している個人又は法人であること。
- (2) 協会の会員であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(選定の申請)

第6条 選定申請者は、定められた提出期日までに SAKURA select 選定申請書（様式第1号）を、審査用の商品サンプル等を添付の上、会議の委員長へ提出する。

2 会議において必要と認めるときは、選定申請者から申請商品に関する聞き取り調査等を実施することができる。

(選定の決定)

第7条 会議は、前条の規定による申請があった場合に実施し、選定の適否を審査する。

- 2 会議の委員長は、審査の結果について、SAKURA select 会議審査結果通知書（様式第2号）により、選定申請者に通知するものとする。
- 3 協会会長は、第1項の規定により審査の結果が適当と認められた者（以下「選定事業者」という。）に対し、SAKURA select 選定書（様式第3号）を交付するものとする。

(SAKURA select の表示)

第8条 選定事業者は、選定基準に適合した商品（以下「選定品」という。）又は包装若しくは容器に選定マーク（別図）を印刷表示することができる。

- 2 選定マークの使用方法は、次の2種類とする。
  - (1) 印刷方式
  - (2) シール方式
- 3 選定マークに要する経費は選定事業者が負担するものとする。

(有効期限)

第9条 選定の有効期限は、選定を受けた日から3年が経過した日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 選定事業者は、選定の更新を行う場合は、選定の有効期限満了1か月前までに、SAKURA select 選定更新申請書（様式第4号）を会議の委員長に提出し、更新の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定については、第7条の規定に準じる。

(内容の変更)

第10条 選定事業者は、次のいずれかに該当するときは、SAKURA select 選定内容変更承認申請書（様式第5号）を会議の委員長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

- (1) 住所、氏名又は事業所名称を変更したとき。
- (2) 選定品の名称、原材料、製造方法、内容量等を変更したとき。
- (3) 選定品の包装又は容器にかかるデザインを著しく変更したとき。
- (4) その他商品に関する変更があったとき。

2 前項の規定については、第7条の規定に準じる。

(廃止)

第11条 選定事業者は、選定品の製造及び販売を廃止するときは、SAKURA select廃止届出書（様式第6号）を会議の委員長に提出しなければならない。

(選定の取消)

第12条 会議は、選定事業者が次のいずれかに該当していることが確認できたときには、選定の取消を行うことができる。

- (1) 選定品を廃止したとき。
- (2) 選定事業者が選定マークを不正に使用したとき。
- (3) 選定品が選定基準に適合しなくなったとき。
- (4) その他、選定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(責務)

第13条 選定事業者は、選定品の流通や販売、選定商品の消費や使用において事故等が発生したときは、その責任においてこれを解決しなければならない。

- 2 選定事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは会議に速やかに連絡しなければならない。
- 3 選定事業者は、選定マークを不正使用してはならない。
- 4 選定事業者は、東温市及び協会が実施する事業に、積極的に参加及び協力を行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年8月30日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年12月27日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

SAKURA select 会議 委員長

（申請者）

住 所：

氏 名：

電話番号：

## SAKURA select 選定申請書

SAKURA select 選定要綱第6条の規定に基づき、次のとおり SAKURA select の選定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

部 門	販路拡大・開拓型 ・ 交流人口拡大型
商 品 名	

### 【添付資料】

- （1）商品説明書（別紙1）
- （2）申請商品等の詳細が分かる資料
- （3）関連する法律等の許認可の証書等
- （4）未納がない証明書

※「（4）未納がない証明書」は、市役所税務課または川内支所にて発行できます。

## 商品説明書

### 1 申請者氏名

### 2 商品名

### 3 商品の説明

（備考）商品の原材料及び生産過程を記載するとともに、風土、気候、自然、景観、歴史、伝統、文化等を活かして東温らしさを感じられる点などを主眼に記入してください。

### 4 独創性・希少性

（備考）他の商品等との差別化が図られている点、加工方法やパッケージなどがユニークな取組み、事業者のこだわり、ネーミングやキャッチコピーなどを記入してください。

## 5 信頼性・安全性

(備考) 高い品質と安全性を保証し維持・向上するため、生産・製造過程における情報公開体制ほか、技術的裏付けや流通過程での信頼性のあるシステム、関係法令の成分規格及び表示基準、商品等の賞味期限設定の根拠、消費者からの苦情や要望等への対応などを記入してください。

## 6 将来性・市場性 (交流人口拡大型は、持続可能性・地域貢献性について記載すること)

(備考) 販路拡大・開拓型は、今後の事業展開のビジョン、市場規模の拡大や商品の成長・発展、顧客への訴求力、利益確保、安定供給に向けた取組みなどを記入してください。  
交流人口拡大型は、今後の事業又は生産の継続性をどのように図っているか、この商品・サービスによって地域にどのような効果をもたらすものであるかなどを記入してください。

## 7 商品の写真

（宛先）

様

SAKURA select 会議 委員長

### SAKURA select 会議審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった SAKURA select の選定について、審査した結果を、次のとおり通知します。

記

1 部 門	販路拡大・開拓型 ・ 交流人口拡大型
2 商 品 名	
3 審 査 結 果	適 ・ 否
4 選 定 番 号	SS第 号

**【注意事項】**

- （1）SAKURA select 選定要綱に掲げる項目を遵守してください。
- （2）SAKURA select 会議からの指示に従わないときは、選定を取り消す場合があります。

様式第3号 (第7条関係)



sakura  
Select  
EHIME TOON

選定書

部門： \_\_\_\_\_ 型  
\_\_\_\_\_ (商品名)

事業者名 \_\_\_\_\_ 様

選定番号 SS第 \_\_\_\_\_ 号

有効期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記をSAKURA selectとして選定します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

一般社団法人東温市観光物産協会

※サイズは、B5サイズ (182 mm×257 mm) とする。

（宛先）

SAKURA select 会議 委員長

（申請者）

住 所：

氏 名：

電話番号：

## SAKURA select 選定更新申請書

SAKURA select 選定要綱第9条の規定に基づき、次のとおり選定の更新を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 部 門	販路拡大・開拓型 ・ 交流人口拡大型
2 選 定 番 号	SS第 号
3 商 品 名	

### 【添付資料】

- （1）商品説明書（別紙1）
- （2）申請商品等の詳細が分かる資料
- （3）関連する法律等の許認可の証書等
- （4）未納がない証明書

※「（4）未納がない証明書」は、市役所税務課または川内支所にて発行できます。

（宛先）

SAKURA select 会議 委員長

（申請者）

住 所：

氏 名：

電話番号：

### SAKURA select 選定内容変更承認申請書

SAKURA select 選定要綱第10条の規定に基づき、次のとおり選定内容の変更を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 部 門	販路拡大・開拓型 ・ 交流人口拡大型
2 選 定 番 号	SS第 号
3 商 品 名	
4 変 更 内 容	
5 そ の 他	

**【注意事項】**

- （1）変更内容が分かる資料を添付してください。
- （2）申請書は、変更しようとする商品ごとに作成してください。

(宛先)

SAKURA select 会議 委員長

(申請者)

住 所:

氏 名:

電話番号:

### SAKURA select 廃止届出書

SAKURA select 選定要綱第11条の規定に基づき、次のとおり廃止したいので届出します。

記

1 部 門	販路拡大開拓型 ・ 交流人口拡大型
2 選 定 番 号	SS第 号
3 商 品 名	
4 廃止の理由	
5 廃止の時期	年 月 日

(別図)

〔選定マーク〕

【カラー版】



【モノクロ版】



【表示の方法等】

- (1) 方法としては、選定マークを包装に直接印刷する「印刷方式」と、選定マークを印刷したシールを包装に貼付する「シール方式」の2通りとする。
- (2) 選定マークは、容器または包装の見やすい箇所に付ける。
- (3) 選定マークに要する経費は、選定事業者の負担とする。